

被災者に対する市営住宅等一時入居取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災者の生活の安定を図る上で重要な住居の確保のため、山口市財務規則(平成17年規則第44号。以下「規則」という。)第161条の規定に基づき、被災者に対して市営住宅等の一時入居を許可することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、規則第161条第1項に「行政財産使用許可申請書」とあるのは「災害用住宅入居申請書」と、同条第2項に「行政財産使用許可書」とあるのは「災害用住宅入居許可書」という。

(入居対象住戸)

第3条 入居を許可する住戸は、現に空き家となっている住戸で、一時入居を許可することにより市営住宅等の本来の目的が阻害される恐れのないものを対象とする。

(入居資格)

第4条 市営住宅等に一時入居できる者は、被災により自らが居住する住宅に引き続き居住することができず、一時的に居住する住宅の確保が困難である者とする。

2 被災者に該当するか否かの判定は、罹災証明書等により行うものとし、部分焼または一部破損程度以上の損傷または損壊を受けた者とする。

(入居期間)

第5条 入居期間は、被災の程度に応じ原則として別表第1に定める期間を上限とし、市長が必要と認める期間とする。

(家賃及び敷金)

第6条 入居期間中の住宅使用料及び敷金は免除する。

(入居の申込)

第7条 市営住宅等への一時入居を希望する被災者(以下「申請者」という。)は、災害用住宅入居申請書(別記様式第1号)に以下の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)住民票(入居予定者全員)
- (2)所得証明書(入居予定者全員)
- (3)罹災証明書等

(入居の許可)

第8条 市長は、前条の災害用住宅入居申請書を受領し、審査のうえ適当と認めるときは、入居許可を決定し災害用住宅入居許可書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(住宅の明渡)

第9条 前条の規定により、入居許可を受けた申請者(以下「入居者」という。)は入居期間が満了する日までに入居した住戸を原状回復し、市に明け渡さなければならない。

2 前項のほか、入居期間中においても入居者が山口市営住宅条例(平成17年条例第197号。以下「条例」という。)第42条第1項各号または山口市営特定公共賃貸住宅条例(平成17年条例第199号。以下「特公賃条例」という。)第13条第1項各号の規定に該当する場合には、市長は入居者に対し住戸の明渡しを請求することができる。また、この場合において、条例第42条第2項及び第3項並びに特公賃条例第13条第2項及び第3項の規定を適用する。

(特定入居)

第 10 条 市長は、入居者が条例第6条または特公賃条例第5条に定める条件を具備し、被災住宅が滅失等なった場合にあっては、条例第5条第1項または特公賃条例第4条第3項の規定により、所要の手続きを経て、引き続き一時入居を許可した住戸に入居させることができる。ただし、当該住戸が政策空家等に該当する場合は、この限りではない。

2 前項により引き続き入居する者は、条例または特公賃条例に基づく本来入居者として、該当する条例等に定める全ての規定の適用をうける。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるものの他、被災者に対する市営住宅等の一時入居に係る事務処理に関しては、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

住宅の形態	被災の程度	入居期間	備 考
自己所有	床下浸水	1ヶ月	
	一部破損または部分焼 または床上浸水	3ヶ月	
	半壊または半焼	6ヶ月	
	全壊または全焼	1年	被災した住宅を改修または建替える場合 に限る。
借家	床下浸水	1ヶ月	
	一部破損または部分焼 または床上浸水	3ヶ月	
	半壊または半焼	6ヶ月	

災害用住宅入居申請書

年 月 日

山口市長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____ - _____ - _____

下記の理由により、災害用住宅の入居を希望するので、被災者に対する市営住宅等一時入居取扱要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 入居期間は、 年 月 日から 年 月 日までとし、期間満了日までに必ず住宅を明渡します。
- 2 入退去の際、ガス・水道・電気等の供給はすべて自己負担で行います。
- 3 住宅明渡しの際は、必ず市へ連絡をし、明渡検査を受けます。
- 4 故意の損傷や鍵等の紛失があった場合は、自己の責任において原状回復いたします。
- 5 他の入居者には、迷惑をかけません。
- 6 家畜類(ペット)の飼育は一切しません。

【緊急入居の理由】

--

【入居する家族等】

氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤務先
	本人			

災害用住宅入居許可書

年 月 日

様

山口市長

年 月 日付けで申請された災害用住宅の入居については、審査の結果適当と認められますので、下記のとおり条件を付して、これを許可します。

記

【入居条件】

1 入居を許可する住宅

入居住宅	
所在地	

2 入居期間

年 月 日から	年 月 日まで
---------	---------

3 入居を許可する世帯員

氏名	続柄	生年月日
	本人	

- 敷金及び住宅使用料は免除とする。
- 期間満了日までに住宅を明渡し、職員による明渡し検査を受けること。
- ガス・水道・電気等の供給はすべて自己負担で行うこと。
- 故意の損傷や鍵等の紛失があった場合は、自己の責任において原状回復すること。
- 他の入居者に迷惑をかけること。
- ペットの飼育をしないこと。